

公益社団法人全国環境対策機構

寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国環境対策機構（以下、「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 当法人が受領する寄附金は、次の各号に掲げる種別とする。

- (1) 第1種寄附金 当法人の会員又は当法人の会員を含む一般社会に対し、常時、募金活動を行うことにより、個人又は団体から用途を特定することなく受領する寄附金
 - (2) 第2種寄附金 当法人の会員又は当法人の会員を含む一般社会に対し、特定の用途のために、一定期間、募金活動を行うことにより、個人又は団体から用途を特定して受領する寄附金
 - (3) 第3種寄附金 個人又は団体からの任意の申出により、用途を特定し又は用途を特定することなく受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 金銭以外の財産権による寄附は、寄附時の時価をもって計上する。

(第1種寄附金の募集)

第3条 当法人は、第1種寄附金を募ることができる。

- 2 前項の募集を行うにあたっては、用途を指定しない寄附金である旨を明示しなければならない。
- 3 第1種寄附金は、寄附金総額の50%以上を、定款第4条に定める事業に使用するものとする。

(第2種寄附金の募集)

第4条 当法人は、必要に応じ、第2種寄附金を募ることができる。

- 2 前項の募集を行うにあたっては、募集の趣旨又は目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途その他募集に必要な事項を説明した書面（以下、「募金要項」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 3 募集要項は、当法人のウェブサイトに掲載するほか、募集対象者に対し寄附を受領する前に交付しなければならない。ただし、ウェブサイト閲覧のうえ寄附した者に対しては、寄附を受領した後に交付することができる。
- 4 第2種寄附金は、寄附者が反対の意思を表示しない限り、寄附金の元本及びその運用益の使途は、理事長に委ねられたものとみなす。
- 5 第2種寄附金は、募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条に定める事業に使用することとして資金使途を定めなければならない。ただし、募集経費は、募集総額の30%を超えることができない。

(第2種寄附金の結果の公開)

第5条 当法人は、前条第2項の募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を当法人のウェブサイトに掲載するものとする。

- 2 当法人は、第2種寄附金にかかる事業の遂行が完了したときは、当該寄附金の収支結果、当該寄附金の支出による効果その他必要な事項を当法人のウェブサイトに掲載するものとする。

(第3種寄附金の受領)

第6条 当法人は、個人又は団体より第3種寄附金を受領することができる。

- 2 前項の受領にあたっては、寄附申出者に対し、事前に資金使途の指定の有無、条件、負担その他寄附者の意思を確認するものとする。
- 3 理事長は、申出のあった寄附金につき、資金の使途が指定されているとき、寄附金の管理運用方法について条件が付されているとき、寄附に負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は寄附金の管理リスクが生ずる

ときは、その受領の可否及び取扱いにつき、理事会の承認を求めなければならない。

4 理事長は、申出のあった寄附金が次の各号の1に該当し又は該当するおそれがある場合には、理事会の承認を得て、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受領に起因して、当法人に著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受領することが社会通念上不相当と認められる場合

(第3種寄附金の使途の指定)

第7条 第3種寄附金の寄附者が使途の指定をしたときは、寄附金総額の全額を当該指定された事業のために使用するものとする。

2 前項の場合において、寄附者が特定の事業を使途として指定したときは、寄附者が反対の意思を表示しない限り、寄附金の元本及びその運用益の使途は理事長に委ねたものとみなす。

3 第3種寄附金の寄附者が使途の指定をしなかったときは、第3条第3項の例による。

(受領書等の送付)

第8条 当法人は、寄附金を受領したときは、礼状及び受領書を、遅滞なく寄附者に交付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業又はその他の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額、及び受領年月日を記載するものとする。

(顕彰)

第9条 当法人は、当法人に対し寄附を行った者に対して、理事会の決議により、顕

彰することができる。

2 前項の顕彰に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(情報公開)

第10条 当法人が受領する寄附金については、認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 当法人は、寄附者に関する個人情報について、個人情報保護法の趣旨に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

2 前項の個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則（平成29年1月12日理事会決議）

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

附則（平成30年9月12日理事会決議）

この規程は、平成30年9月13日から施行する。